

平成30年度の事業報告書

平成30年 1月 1日から30年12月31日まで

特定非営利活動法人ユニバーサル・ケア

1 事業の成果

成年後見制度の利用状況については、平成30年4月に最高裁判所から発表された29年1月から12月までの『成年後見関係事件の概況』によれば、全国の申立件数は前年度に比べてわずか1,488件の微増に留まった。また、特筆すべき点としては第三者後見人と家族・親族後見人の割合が74%：26%となっており、前年度よりさらに第三者後見人の割合が増加した結果となった。これは家族・親族の後見人が意図的に排除される状況を明白に示すものであり、成年後見関連法の趣旨から大きく外れた運用となっており極めて遺憾である。

これに関連して、当相談センターにおいても、家族・親族後見人からの苦情や切実な訴えが複数寄せられており、最高裁判所はこのような不当に偏った制度運用を直ちに改めるべきであると考えている。

また、平成28年4月に施行された『成年後見制度利用促進法』についていえば、既に2年8カ月が経過しているにもかかわらず、意図された「国民への制度周知」も、「地域連携ネットワーク形成」も、一向に目に見えた形になっていない。

特に、ネットワーク形成に関しては、各自治体が極めて消極的であるとの情報が寄せられており、京都市もその例外ではない。

これでは「一体、何のための促進法か」との疑念を持たざるを得ない。

内閣府と自治体が一体となって真剣に取り組むことを強く要望する。

当法人の「成年後見に関する活動」においては、平成30年1月より同年度事業計画書記載のスケジュールに沿って以下の活動を進めた。

当法人が運営する成年後見常設相談所「市民後見センターきょうと」においては、京都市内外での講座、セミナー実施および『後見相談コールセンター』での無料相談等を行い、さらに当法人が作成するオリジナル冊子『もっと身近に！ 成年後見』の2017年改訂版を多数配布する形で、京都市ならびに隣接市町の行政、医療・介護事業者等に対する直接の広報活動を行った結果、相談および紹介案件が着実に増加し、成年後見申立て支援、後見人の受任および任意後見契約等は増加し、活動は一層充実したものとなった。

なお、市民からの相談内容が『成年後見制度』に留まることなく、『遺言』、『相続』、『葬儀』までに広がっている状況に対応するため、専門職の支援も得て成年後見関連の相談にも対応し、いわゆる『終活』に関わるセミナーも開催して、幅広い市民のニーズに応えることとした。

無料電話で提供する『後見相談コールセンター』事業においては、京都市・府内の利用者が大幅に増加しており、このサービスは本年度以降も継続することとしている。

また、関係者の親族等から寄せられた寄付金を原資として、京都府内の住民で成年後見制度の利用が必要でありながら申立て費用等の支出が困難な方々を支援するための独自のサービス『オリーブ・プログラム』を実施しているが、利用者数は少数に留まった。今後は同サービスについての広報を強化し、認知度を高め利用拡大を進めたいと考えている。

1) 実施した講座等

当法人は、成年後見制度の一層の普及を目指して、独自に構成した「成年後見1日講座」を開催し、また、京都府内外団体等からの要請に応じて各地で以下記載のとおり成年後見関連のセミナー等を実施した。

◎成年後見制度の普及活動（主なもの）

- ・成年後見1日講座 計5回

3月10日 4月7日 7月14日

10月13日 12月1日

（実施場所はいずれも当常設相談所内）

- ・主催セミナー「備えとしての成年後見」

5月19日（実施場所 ひと・まち交流館京都内）

◎他団体への支援活動

- ・成年後見制度説明会（京大みのり会主催） 7月25日（京都市下京区）
- ・成年後見勉強会（国立医療機構 南京都病院） 9月13日（城陽市）
- ・丹波で地域後見を考える会での講座 9月22日（兵庫県丹波市）

◎その他の活動

- ・きょうと地域力アップ応援フェアに出展 3月4日（ゼスト御池）
- ・京都つながるMAPフォーラム2018に参加 3月15日（京都府NPOセンター）
- ・京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室に対して、当法人を『成年後見制度利用促進法「市町村計画」に基づく地域連携ネットワーク』における相談窓口としての位置付けに関する要望書を提出した。 11月8日（京都市）
- ・オリジナル冊子『もっと身近に！ 成年後見』2017年改訂版の無償配布を継続
- ・法人独自の事業としての『後見相談コールセンター』業務を継続
- ・寄付金を原資に、独自に企画した成年後見制度利用扶助制度『オリーブ・プログラム』サービスを継続

2) 京都府北部での活動を強化する目的で設置した亀岡拠点、南丹拠点、向日拠点での後見事務を継続している。

3) 「伝統文化の保存・継承に関する活動」については、休止状態である。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対 象者の 範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位：千円)
	別紙記載のとおり			10,961千円

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	事業費の金額 (単位：千円)
	実施しなかった		0千円

(備考)

- 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。